平成２５年流山市教育委員会議第４回定例会会議録

１	日　時	平成２５年４月２５日（木）	
		開会　　午後　１時３０分	
		閉会　　午後　３時３０分	
２	場　所	流山市役所委員会室	
３	出席委員	委　員　長	奈良　文雄
		委員長職務代理者	加藤　和代
		委　　　員	小林　晃一
		委　　　員	若松　　文
		教　育　長	後田　博美
４	欠席委員	なし	
５	傍聴者	なし	
６	出席職員	学校教育部長	亀田　　孝
		学校教育部次長兼学校教育課長	鈴木　克巳
		教育総務課長	武田　　淳
		指導課長	大重　基樹
		生涯学習部長	直井　英樹
		生涯学習部次長兼生涯学習課長	戸部　孝彰
		公民館長	渋谷　俊之
		図書・博物館長	小川　　昇
７	事務局職員	教育総務課長補佐	平川　誠治
		教育総務課庶務係長	大作　正巳

８　議案等

（１）議案

　第１５号　流山市就学指導調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定につい

て

9　議事の内容

（開会　午後１時３０分）

奈良委員長　平成２５年流山市教育委員会議第４回定例会を開会するにあたりまして、人事異動がございましたので、教育長の方からよろしくお願いいたします。

教育長　平成２５年４月１日付けで人事異動がありましたので、職員の紹介をさせていただきたいと思います。

（職員が自己紹介を行う。）

奈良委員長　ただいまから、平成２５年流山市教育委員会議第４回定例会を開会します。

まず、平成２５年流山市教育委員会議第３回定例会会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘がございますか。

（特になし　との声あり）

奈良委員長　特になしということですので、承認ということにします。

それでは、教育長報告をお願いします。

教育長　それでは、３月の教育委員会議以降の内容について御報告いたします。

まず、4月1日生涯学習専門員、教育研究企画室職員の委嘱を行いました。4月2日に学校サポート教員辞令交付、3日に算数・数学指導員、翌4日に小学校英語活動指導員の辞令交付を行いました。また、4月6日に流山市スポーツ推進委員委嘱式を行いました。

4月9日市町村教育長会議が県庁で開催されました。今年度の県教育長の教育方針、知・徳・体のバランスのとれた教育の実施をはじめ、各教育施策と予算額が示されました。

4月10日中学校の入学式が開催され、1,327人の生徒が、また4月11日には小学校の入学式が開催され、1,565人の児童が入学しました。今年度は、昨年度に比べて小中学校合わせて約270人児童生徒が増加しております。

4月13日第7期のゆうゆう大学入学式が、文化会館で挙行されました。

4月18日に管内教育長会議が開催され、今年度の東葛飾教育事務所の教育方

針と重点目標が示されました。特に、教職員の不祥事防止対策や若手教員の育成、主幹教諭・副校長制度の推進などが示されました。

4月19日都市教育長会議がポートプラザで開催され、今年度の新役員や今年度の事業日程について協議されました。この席で、新しく大網白里町が市制施行されたことから、37市における会議となることが承認されました。

4月18日に医療懇談会、4月23日に歯科医療懇談会が市役所で開催され、今年度の市の事業について各部局から協力依頼するとともに、教育委員会の検診事業、学校保健について依頼しました。特に、アナフィラキシー症状について、教育委員会では、学校がそれぞれ別々に対応することが無いように、対応マニュアルを作るということと、医師会からは、食物アレルギーだけではなくて、ハチに刺されたときなどにも効果があるので、特効薬を各学校に配備したらどうかという話がありました。さらに鳥インフルエンザなどについての対策の充実について話題にのぼりました。

4月24日小中学校の全国学力状況調査が実施されました。千葉県は全国の中で、中位程度ということから、学力向上を施策の重点目標にしております。流山市も学力向上を目指しておりますので、日常の授業を充実し、サポート教員等の増員を図っていきたいと思います。ただ、教員の数を増やすだけでは、効果はあまりあがらないのではないかという意見もありますので、質的なことであるとか、力のある子を伸ばしてあげるということも、一方で考えておかなければならないことだということを、改めて考えました。私からは以上です。

奈良委員長　ただいまの教育長報告について、御意見等ございますか。

小林委員　副校長と、教頭とはどのように概念が違うと理解したらいいですか。

学校教育部長　２００７年の６月２７日に学校教育法の一部が改正され、副校長あるいは主幹教諭を置くことができるようになった、いわゆる職位、職名です。主幹教諭につきましては、校長、副校長及び教頭の命を受けて校務の一部を整理すると規定されております。副校長につきましては、専決できる範囲があります。副校長の判断で専決する範囲が規定されております。本市におきましては、副校長はおりません。主幹教諭につきましては、今年度１名新たに中学校に配置しました。

小林委員　そうしますと、職責上は校長がいて副校長がいて教頭がいてという形もあり

得るということですか。

学校教育部長　　あり得ます。

小林委員　　そのときの専決事項というのは、教頭には専決権がないということですか。

学校教育部長　　ないです。校長の命を受けてということです。

小林委員　　副校長が専決権を持つというのは、校長との関係だと、どのように理解したらいいですか。

教育長　　分かりやすい例ですと、最近、全国で学校の統廃合が進んでおりまして、そういう意味で小中が一貫教育を行っているところがあります。そうした場合に、小学校、中学校どちらか校長を一人にした場合に、小学校なら小学校を副校長にして、全体を統括している責任者とその部分という配置が出てきます。東京都品川区では、小中が合併したら校長を１人にして副校長を３人置いて、中学校に２人、小学校に１人置いてという、そのような制度をとって、指揮命令系を明確にしたということがあります。

小林委員　　今度、新しい併設校ができた場合に、校長先生を１人置いて、校長が中学校を主として見て、副校長が主として小学校を見るという感じだと考えていいですか。

学校教育部長　　あり得ると思いますが、県からの方針に従うものなので、併設校においては、例えば、今の流山の教育委員会では、校長２人、そして教頭が２人いると思うので、片方が副校長で、片方が教頭という想定はあり得ると思います。

小林委員　　実務的には、どうなるでしょうか。

教育長　　長狭学園というところですが、そこは児童生徒数が全校小中合わせて９６名くらいの学校ですが、校長１人に、副校長という制度でやっています。児童生徒数が少ないということがひとつあるでしょうが、流山の新しい小中併設校はかなりの大規模校になりますので、入学当初に様々なことが考えられるので、今のところは小中にひとりずつ校長先生が必要なのかなと。ただ、教育をして

	いくときに実務上２人指揮命令する人がいるよりはということなので、移行していくことも含めて、県の教育委員会に協議を出して、スムーズな移行を図っていきたいと考えております。
小林委員	それに関連して。併設校に関する実務的ないろいろな準備をしていかなければいけないと思いますが、どういうスケジュールで、どんな形で２年後の開校に至るのかというものを、なるべく早く見せていただきたいと思います。それに合わせて我々も考えていくという形にしたいと思います。
学校教育部長	近隣市にない非常に大きな学校が２つできるという発想でいますので、一番新しい西初石中学校においても、開設のための準備委員会を半年くらい前からやっていますが、どのような組織、中身ということで、先日部内会議を持ちまして、主管課がここともここでということを報告しながら、外部の皆さんにはこういった形でご尽力いただきたいというような会議を、できれば１学期中に持ちたいと考えております。
教育長	タイムスケジュールについては、確定しだい教育委員の皆さんにお示しします。
小林委員	決めていかなければならないことがたくさんあると思うので、そういうときに教育委員会を利用していただいて、議論がまとまらないときに、やらなければならないことはここで決めていくこともあると思うので、是非スケジュール通りにいくよう、野心的で画期的なプロジェクトだと思いますのでがんばってやっていただきたいと思います。
奈良委員長	他にございますか。 特にないようですので、以上で教育長報告を終了します。 これより議事に入ります。 議案第 15 号「流山市就学指導調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。
学校教育部長	（相談件数の増加に対応するため就学指導調査員の定数を増員する旨を説明）
奈良委員長	本案について、質疑等ありましたらお願いします。

小林委員	151名の相談があったとのことですが、これは小学生ですか。
学校教育部長	小中合わせてです。
指導課長	小学校に入学する段階のお子さんが８割くらいを占めております。あとは小学校に在学、中学校に在学の児童生徒です。
若松委員	以前でしたら特別支援が必要ということを親御さんが敬遠するような風潮があったと思いますが、横浜とか大規模な市で、特別支援学級が足りないほどの、保護者が入れたいという希望の方が増えてきています。流山市も同じように、以前でしたら普通学級にそのまま入れたいと思うような保護者の方が、相談件数として増えていると思います。
学校教育部長	昔は特別支援学級の方に入ることに抵抗があったようですが、今は、個別に丁寧に対応しており、また、サポートする介添員さんなども丁寧に対応していますので、特別支援学級そのものを希望される方が多いです。現在、特別支援学級のない学校がございます。そういった学校にもぜひ特別支援学級を設置してほしいということで、２７年度には、全ての学校に特別支援学級があるような形を目ざしております。難しいのは、指導に当たる教員の確保といいますか、人選といいますか、志を持っている教員を配置するというのが一番困難な状況にあるのですが、何とか努力してこの要請に応えていきたいと考えています。
加藤職務代理者	他の指導員などは、時間数とか週何日という書き方をしていると思いますが、この場合は人数で全てが必要数に対して決まるということになるのですか。
学校教育部長	お子さんのテストの結果はこうですとか、あるいはその子に対する所見などを調査書にまとめていただくような仕事を調査員の方にお願いして、委員会の席にも出ていただくという形です。ですから、時間というよりも、この子にかかわる調査等をお願いするものです。
加藤職務代理者	受け持ち数が人数によって決まるから、人数が増えるということですね。

学校教育部長	多くの方が、特別支援学級の担任をしている、あるいは特別支援学校に勤務されているという方で、就学指導委員会としてこの子に関する調査、たとえば発達検査とかをお願いしてやってもらう仕事です。
小林委員	２名の増員だけで大丈夫ですか。
学校教育部長	今現在８人います。うちの指導主事が資格のある指導主事で、指導主事にも調査に当たらせたいということもあり、そのためには９人目になってしまいますので、ここのところを１０人にして、もしかするともっと増えるかもしれませんが、そのときにはまた外部からお願いしなければなりませんが、この規則にしたがって委嘱して、検査等に当たらせたいという趣旨から今回このようにお願いしました。
小林委員	そうであれば１０人と言わないで、１５人とかというようにしたらどうでしょう。若松委員が言われたように、だんだん増えてくると思います。いろんな事情があって、個別の指導を必要とするケースが増えるでしょうし、教員プラス、こういうことのエキスパートのニーズが高まるでしょうから。
指導課長	この調査員の人数というのは、言語調査だとか知的発達調査だとか、それなりの資格だとか自分で調査する技能、知識を要するわけです。例えば１５人に増やしたとしても、5人すぐに見つかるかというとそういうわけではありません。今までの調査員の人数からすると、たぶんこの後5年くらいは大丈夫だろうという見通しもあります。それから、1人について何件という状況はありません。特別支援学校の先生であったり、いろんな職を持った方だったり、言語聴覚士の方だったり、臨床心理の方だったり、それぞれの立場がありますので、検査に携われる時間というのがそれぞれあります。 流山市の検査に関しては、言語のお子さんに関しても、言語の検査だけに終わらせてはいません。言語のバックボーンで、例えば発達的な問題をはらんでいるお子さんもいますので、より丁寧な就学指導をと思いまして、言語の検査と発達の検査この２つの検査をしている状況もあって、1つだけの検査ではだめだろうということで、丁寧に検査を進めている状況もあります。その中で、今回１０人に改正をさせていただいて、この１０人の調査員の枠であれば、しばらくはこのニーズには応えられるだろうと思っております。

若松委員	今、おおたかの方に若い方がたくさん入ってこられて、未就学も今増えている状況で、５年といいましたが、たぶんあと３年くらい、年々特別支援に対するニーズ、意識が高まっているのに加えて、小さいお子さんも増えてきているので、予想よりも超えて多くなる可能性もあるのではないかと感じています。
指導課長	このごろの相談に関しては、幼児言葉の教室と、年少さんだとか、年中さんだとかのご相談が増えていることも事実ですが、年少さんぐらいのお子さんに関しては、つばさ学園の方にも臨床心理の先生がいて、そことの連携の中で、検査結果のやり取りなども行っております。確かに小さいお子さんの相談が、保護者の方のハードルも低くなって、気軽に相談、早い時期に相談していただくというありがたい状況が続いていますが、他機関との連携において、そこは大丈夫だろうというように考えております。
若松委員	小さいお子さんのいらっしゃるお母さん達のケアをしている経験から言うと、障害が重いお子さんの行く施設には、なかなか足を運びたがらないような傾向がみられます。特にお子さんが小さいときは。私も何人か小さいお子さんがいる方につばさ学園等の話をしたこともありますが、なかなか足が向かないという方もいたので、なるべく気軽にというか、お母さんたちの意識が変わってきて、気軽にはなってきてはいますが、それでもちょっと深刻になるとすぐすくんでしまう方もいるので、そういった方たちが相談しやすいような連携が取れていければいいと感じています。
指導課長	幼児教育支援センターにも新しくカウンセラーを置きましたので、そこでの相談業務をスタートしたところですので、つばさ学園もかなり重いお子さんもいて、なかなかそこにというときには、幼児教育支援センターのカウンセラーの方にも相談が今伸びている状況があります。
加藤職務代理者	定数を決める必要性ですが、もし本当に必要であれば、そういう資格を持った人というのは、全国を探せばたくさんいるかもしれないので、外部委託的に足りない部分は他の人にお願いするとか、部分的にこの専門家はここにいるからこの人に頼むとかできないですか。定数でやっていくと、増やすときにまた会議でということになってしまうと思います。例えば健康診断をするときに、いっぱいになったら他の病院に頼むとか、そういう形の増やし方はできないですか。

指導課長

難しい面が一つありまして、この調査をする調査員に関しては、継続してお子さんのケアをしていくという大前提があります。そうすると外部の方にお願いをしたときに、ここで検査をして、就学指導委員会に出ていただいて、お子さんの状況を説明して、あるいは学校に行って保護者の方にそれを説明するという流れの中で、継続してかかわれる方をという思いがあります。

小林委員

私も初め加藤委員のように考えたのですが、指導課長が説明されたように、人格的な接触のうえで行われる調査ですから、たぶん継続的にずっと見ていかなければいけないとか、あるいは、非常に個別性が高い調査だと思います。人数を少なくしておいた方が、10 人になって 3 年ですぐにパンクするということが起きた場合には、むしろそういうニーズがいかにたくさん増えたのかということを議論できる場があることになるので、あまり増やさないでおいた方がいいかとむしろ思いました。

若松委員がいわれたように特に低学年の子が爆発的に増えているわけです。小山小学校なんか、1 年生が 6 学級ですか、そんな状態になっているときに、こういうニーズが高まってくるというのは予想されるからこそ、あまり余裕を持っておくよりもこうしておいて、また次に議論するということもいいと思います。

教育長

この内容は、就学指導ですので、入学をする子たち、あるいは入学している子たちに対するものですから、3 歳だけどもというのは別に担当がありますので、そちらの方にもカウンセラーなどがいます。そうは申しましても児童数が増えていて、国では 6.5 パーセントくらいという風に言っておりますので、そういうことに対応していかなければならない実情にはあります。ただ、指導課長が申し上げたように、10 名で当面の間は、人数は足りるということです。また、市全体のこういった会議が教育委員会だけではなくて、子ども家庭部とか、あるいは支援センターとか、そういったところと連携してやることになりますので、そういう中で対応していきたいと思います。

奈良委員長

他に、ご質問ございますか。

今、継続的にお子さんを見ていくというお話がありました。医療現場から見ますと、やはり 1 歳半の検診であるとか、3 歳児の検診であるとか就学前の検診等があり、保健関係での健康増進課等との連携というものもあります。後は

	小学校、中学校、高等学校等健康診断もありますので、そういうものを活用された方がいいという気がしますので、よろしくお願いしたいと思います。 その他ございませんでしょうか。 ほかに御意見はないようですので、議案第 15 号については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
	（異議なし　との声あり）
奈良委員長	御異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に、各課等報告を生涯学習課からお願いします。
生涯学習課長	（主催事業について、流山市コミュニティスポーツフェスティバル２０１３ラジオ体操講習会、他後援事業について報告）
公民館長	（主催事業について、ゆうゆう大学第 7 期他 1 件、その他指定管理者事業について報告）
図書・博物館長	（主催議業について、赤ちゃんと楽しむ絵本とわらべうたの会他４件、その他後援事業、指定管理者事業について報告）
奈良委員長	以上の各課等報告について、質疑等ございませんか。
小林委員	ゆうゆう大学の教養科目などの内容を考えるのは、誰が考えるのですか。
公民館長	生涯学習専門員が各館に 1 名ずつ配置をしておりまして、そちらの専門員が中心になって、これまでの経過であるとか参加者のアンケートを見ながら、せっかくの機会ですので、ニーズに合ったようなものに軌道修正しながらやっているものです。
小林委員	ここで勉強したら、するだけではなくて、もっと社会に向かって貢献していくということを、ある程度義務づけたらいいと思います。具体的にいえば、史跡散歩をしたら、同時に防犯ボランティア、あるいはごみゼロ運動に参加してもらう。ここに参加している高齢者は、元気な人がくるわけですから、体力も

	知力も十分あるので、勉強したら同時に地域社会に対する貢献もやるということを科目の中に組み入れていく、そういう工夫をやっていただきたいと思います。
公民館長	公民館事業というのは、地域に貢献できるような方々を育てるということも、ひとつの目的ではあります。教養科目の部分では、どちらかというと個人学習的な部分がありますが、史跡探訪などは、流山の史跡のことですので、とても人気があったりします。そういったことをひとつの手段としながら、ここに集まった人たちが連携を深めていくチャンスにもなっていますので、流山市の自治基本条例もできましたし、地域の中で自らまだまだ動ける人もたくさん入っていますので、是非そういう方向にも向けられるようなカリキュラムの内容をさらに深めていきたいと思います。
小林委員	史跡というのは、大事にしないといけないのだけれども、非常に難しいのは、ごみの問題とかは、どこでも非常に悩んでいるわけです。たくさんの人が来れば来るほど、トイレとかごみの問題は非常に難しいわけですから、ごみの処分とかそういうものに積極的に参加していって、どんどんやっていくというような、そういう形の仕掛けを、是非やっていただいた方がいいのではないかと思います。
加藤職務代理者	私も小林委員と同じようなことを考えていて、若い人が学校に行ったら卒業し就職するために学習しているというところもあると思います。ゆうゆう大学は、学習が目的化して、学習だけして自分の中に蓄積したままになってしまっていると思います。税金を使ってやるのでしょうからもったいないという気がしましたが、いくつになっても仕事ができるような、今までやった仕事と全然違う仕事が、例えば、案内ボランティアとか、そういう仕事ができるような、就業支援みたいな、ボランティアでなくても、お金が稼げるような、伝統工芸が作れるような人になるとか。就業支援ということでしたら、厚生労働省の管轄であろうし、新しい公共を担うような人になるということであれば、市民活動の方になってきます。やはりゆうゆう大学というのは、自分に蓄積するためだけに、あるのかなと感じます。あと、スポーツは何でないのでしょうか。ゆうゆう大学でゴルフ講座があってもいいと思います。今までの経緯で偏っているのかなと感じました。

小林委員	先ほど自治基本条例の話が出ましたが、やはり勉強するというのは、楽しいことではあります。例えば地方自治についての講座をやってもらったとしたら、他のところで議論するような問題を、ゆうゆう大学の中で議論させてみて、市民参加条例についてどう思いますかとゆうようなことを、ゆうゆう大学の講座の中に組み込んで、議論してみて、それがすぐに、市政や具体的なところへつながらなくても、どういうことを市民が考えているかということをモニターするきっかけにもなるだろうと思います。
加藤職務代理者	ゆうゆう大学で、そういう公共的なことを議論するという、担当にはなってないと思います。自治について考えるというのは、別の部署になるのではないかと思います。
生涯学習課長	ゆうゆう大学というのは、高齢者教育、高齢者学習の場ということで、２年制の中で、参加することによって高齢者同士の交流を図りましょうと、それから、悪徳商法から身を守るといった、一般的なプログラムなどを通しながら、あとは、スポーツの部分は、昔はゲートボールやグランドゴルフ等もありましたが、今は、アンケート調査などで健康体操等があります。 教養科目ということで、一般的には、教養を高めてもらうという部分と、学校のクラブ活動みたいな部分で、選択科目として音楽、健康体操、自然散策、史跡探訪、日本文学、絵手紙、これはだいたい過去の実績とアンケートをもとに作らせていただいています。 ゆうゆう大学は、市民大学とはちょっと違います。市民大学ですと、ある程度目的を決定して、コースを設定してやる場合があります。近隣ですと柏市などにもあるみたいですが、このゆうゆう大学は市民大学ではありませんので、最終的にはボランティア的な部分も学習していっていただくので、正確な数字はないですが、参加した方が、地域に戻ってボランティア活動をしたり、グループを形成したりといった部分はあります。例えば史跡ガイドのボランティアだとか、史跡探訪の中ですと、講師のほかに卒業生が皆さんで運営をしたり。そういった、もう少し直接的に、地域の活動にもっと結びつくような形で、目に見えるような形で、プログラムの方は、編成していく、工夫していく課題はあると思います。
小林委員	それぞれの職場で、あるいは職業で、それぞれきちんとやってきた人で、体も元気があって、頭も衰えてない人が何を求めているかというと、自分が勉強

することよりも、自分が勉強したと認められたいことなんです。あの人あんなことをしてくれたといって、人に感謝されることとか、ああいう立派なことをしてくれたなって思われることが、一番高齢者としては、生き甲斐なわけです。
　ですから、先ほども言いましたが、史跡を守ることと、ごみの問題は、勉強していくうちに当然行きつくことですから。ごみ屋の問題は大変だと言っているだけではなくて、みんなで行って片づけてみるとか、片づけるといっても、ごみを片付けるのは大変です。そんなに簡単なことではないです。そうすると、それを通じてエコロジーとか、環境の問題にも目が向くでしょうから、そういう形の仕掛けを考えたらどうかということです。

生涯学習課長　従来から、小林委員からも、年齢的な部分についてもお話がありましたので、所管の生涯学習審議会などでも、年齢の部分だとか、学んだことが評価として表れるような、そういうプログラムについて、もう少し再考するような形で、審議会の中でも検討させていただき、またご報告させていただきます。

若松委員　高齢者教育という話が出ましたが、高齢者の定義と、体力的に以前の６０と今の６０は違うとか、そういうこともあって、見直しの時期に来ているのかなと思います。あと、入学の希望者の方が約６００人で、入れる方が３５０人ということで、４割くらいの方が入れなかったということです。もし４割もの人が受けたいと思っても受けられないとなった場合に、２年間を、例えば１年のカリキュラムにして、もう１年は、社会参加の方を希望する方は、継続して市民の中に入っていく方に変えてはどうかと思います。結構２年というのは、市の講座としては長いと思います。
　生涯学習の目的というところで、自己の充実を求める学習と、生活の向上を求める学習と、職業能力の開発向上を求める学習。だいたいこの３つの分野が生涯学習の中にはあるという中で、今までは自己の充実を求める学習に重点を置かれていたと思いますが、生活の向上の部分で、市のお金を使って、無料の講座として何を提供するかというのは、考える時期に来ているのかなと感じます。
　あとは、先ほどまでお話も出ていますが、心理学でも、自己の向上、自己実現のうえに他者への奉仕という、自己のいろいろな学習の課題のところで、最終的には、他者への奉仕が上にくるという理論もありますから、そういった部分も含めて、社会に還元していくという方にも目が行くようなものが出来たらいいと思うのと、せっかく町の先生とか、新しい制度も作られたわけですから、

ゆうゆう大学に入った人は、町の先生の登録率が上がっているとか、学んだ人たちが活動しているものが見えてくるような形になっていればいいのかなとゆうのは感じます。

奈良委員長　他にございますか。

若松委員　別件ですが、今回もたくさん指定管理者の自主事業が載っていますが、市の主催の事業と、生涯学習専門員の方が作っている事業と、指定管理者が独自で行っているものとのバランスというのは、統一した基準のものでないと思います。まちまちにいろいろなＮＰＯがやっている。公共の施設でやるわけですから、共通の認識が必要な部分もあると思います。

生涯学習部長　指定管理者制度は、委託ではなくて、運営をお任せするという制度ですので、ＮＰＯであれば民間で培ってきたノウハウだとか経験を活かしていただく、民間企業であれば得意な部分を活かしていただくということです。市がやっているものは、ゆうゆう大学にしても、家庭教育学級にしてもそうですが、民間がおよそ手を出しそうにないもの、子育ての関係ですとか、介護の関係ですとか、そういったものをやらせていただいています。地域の課題をやるというのと、指定管理者の得意なジャンルをやってもらうというような分け方をさせていただいております。

小林委員　指定管理者制度について、流山市で始めてからまだそんなに経ってないわけですが、やってくるといろんな問題が出てくるわけです。いい事業を指定管理者がやればやるほど、これはいいなっていうと、それをどんどん続けてやっていただかなければいけないのに、同じところにやらせるのはよくないという議論も出てきて、流山市の中で、一所懸命やっている小さなＮＰＯ法人を、もう長いからやめろというようなことをやってしまうのは問題だと思います。

生涯学習部長　指定管理者制度は、流山市が導入したのは、平成 18 年からやっておりまして、5 年で 1 巡ですから、2 巡目に入っております。1 か所だけ変わってしまったところがありますが、指定管理者の選定の制度そのものの問題になってしまいますが、今までの実績というのも加味するようにしています。

奈良委員長　ゆうゆう大学の件ですが、世の中が既に定年 65 歳というような方向に向か

っている時期ですので、やはりそういうことをかんがみて、ゆうゆうという形よりも、いろんなことをするということで、また、ご検討いただければありがたいと思います。

他にご意見はございますか。

奈良委員長　特にないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。

その他として、流山市教育委員会後援に関する要綱について、教育委員会の後援というシステムと、流山市の後援というシステムがあるかと思います。後援というのが非常に曖昧な形であって、後援という名前を主催者がどのように使っているのか、後援という意味をお互いに認識していかなければならないかと思いますのでよろしくご審議をいただければと思います。事務局から要旨の説明をいただければと思います。

生涯学習部長　昨年１年間で、教育委員会が後援しているものは、８６件ありまして、だいたい年間８０から９０の間という状況です。市民団体が行う教育、文化、スポーツといった事業でして、文科省にしても、千葉県の教育委員会にしても、後援という制度がそれぞれありまして、どこもやはり名義だけです。民間ですと後援といった場合に、名義だけで、共賛といった場合にスポンサー的な支援が付きますが、流山市の場合には、後援というものが一つあるのと、市民との協働が進む中で、お互いに協定書を交わして共催していく場合もごくまれにありますが、ほとんどは、後援という形で、名義だけです。

それで、実際に団体さんの方で、どんなふうに使っているかというと、自治会の看板に張らせてくださいだとか、学校でこれ配らせてくださいといった場合に、後援があるかないかというのは、一つの目安にされているところも、結構あるようでして、行政の名義がどれだけの力があるのか分からないですが、お墨付きみたいなイメージがあります。それで、基本的に、収支予算ですとか、決算ですとかいただいて、名簿をいただいて、規約をいただいて、趣旨ですとか、ポスターの案であるとか、チラシの案をいただいて、中でみんなで話し合うのですが、基本的には、特定の政党を支援するような政治的なもの、もっぱら営利を目的とするような商業的なもの、それから、特定の宗教の布教活動にかかわってしまいそうなもの、その３つは、社会教育法にも規制がありますので、お断りしています。それで、こちらで却下してしまう場合もありますし、これは無理であるということで、窓口で申し上げて、取り下げていただくという場合もあります。最近は、憲法がらみのものも出てまいります。平和、終戦

何周年というものです。そういったものについては、護憲という立場の方がいて、改憲という主張の方がいるので、ご意見が２つに割れている場合には、どちらか片方のものをご支援するわけにもいきませんので、その場合はどちらもしませんということで。意見が２つに割れている場合には、一切後援はしないということでお断りしております。今のところそんな形で運営させていただいております。

奈良委員長　ご意見ございますでしょうか。

小林委員　議論に入る前にいくつか確認しておきたいのですが、この要綱をみると、事業開催日の１４日前までに申請と書いてあります。１４日前というとほとんど直前です。そうすると、イベントをやろうとしている人は、後援を取れるかどうか分からない段階で、チラシだとかポスターだとかを作ると思うのですが、その時は後援というのはそこに入れないでやるのですか。

生涯学習部長　１４日ギリギリに出してくるようなところは、まずないです。基本的にポスターやチラシを作るようなところは、ポスター、チラシの案を作って、１か月以上前にはお持ちいただいていて、流山市教育委員会後援（予定）となっていて、そういう案をいただいております。

小林委員　もしそれで、後援できないといったときには、それは消させるのですか。

生涯学習部長　そうしています。

小林委員　お手元に出ている、教育委員会後援に関する要綱というのは、平成１９年にできています。できたときというのは、流山市が、一旦後援ということをしておきながら、また、後援を取り下げたということで、そのときに、要綱がなかったので、慌てて作ったということではないのですか。

生涯学習部長　もともとあったものを改正したかと思います。

小林委員　この要綱を、他の市の要綱と比べてみると、他の市はもっと注意深く、たくさん細かく、規定してあります。例えば、開催日の１４日前なんていうのはなくて、たいてい１か月前とかに出させるということと、もうひとつは、他のと

ころで見ていて、流山市の要綱にちょっと欠けているなと思うのは、後援する内容そのものが、政治活動や宗教活動であるかどうかという判断だけではなくて、申請してくる団体そのものが、一定の条件を満たしていないといけないというように書いてあるところが多いです。

公民館長　考え方としては、第２条の第１号で、団体が行う諸事業を審査してとなっております。年末に教会がコンサートをやるということで、申請が出てきたときに、布教活動をやらないことであるとかを必ず言っております。社会貢献活動を行うケースもあり、事業に対しての審査というところではあると思います。

小林委員　それはよく分かりますが、もう少し注意深くやった方がいいと思います。

生涯学習部長　市の後援と、市教委の後援とがありますので、今の御意見を参考にさせていただきながら、先進地もみながら、もう一度検討させていただきます。

小林委員　問題提起ということにしておきます。

加藤職務代理者　規約を出していただくということですが、これは団体の規約ということですか。規約がない団体は、認めないということはあるのですか。

生涯学習部長　やはり名簿や規約をご提出いただけないというのは、実態のない団体というように考えております。

加藤職務代理者　承認は、だれがどうやって行うのですか。窓口でやるのですか。それとも承認委員会みたいなものがあるのですか。

生涯学習部長　部内で、起案という形で今やっております。

加藤職務代理者　窓口で見て、窓口で断るということもあるのですか。

生涯学習部長　書類がそろわない、規約はありません、名簿も出せませんといったときには、その段階でお断りすることがあります。

加藤職務代理　今までで、断るのはどれくらいですか。

者	
生涯学習部長	毎年１件２件くらいです。
加藤職務代理者	事業を見に行ったときに、これは後援しない方が良かったというものはありますか。
公民館長	展示会をやったことがあって、私当時、そこに見に行ったときに、署名の部分があったので、改善させたことがありました。
小林委員	参考までに、浜松市教育委員会事業後援に関する取扱要綱というのがあります。ここに承諾基準というのがあって、これは、作るのによほど考えたのだろうと思います。
生涯学習部長	後援という考え方が、性善説に立ってやっているか、その逆かということで、市民との協働という中で、市民がやっている文化事業やスポーツ事業に対して、少しでも支援できればという部分で成り立っているものと思いますが、その辺で少しガードを固めていきたいと思います。
小林委員	性善説に立って後援して始めたものが、それを利用されるということを、恐れなければいけないということだと思いますので、是非考えてみていただきたいと思います。
若松委員	団体については、特定の政党なり営利団体なりが、あえてＮＰＯではないですけれど、市民への無償の活動を装って事業を出してくるケースが増えてきているのかなと感じます。団体の定義が広がってきているのかなと思います。
奈良委員長	資料を出していただいて、これだけいろいろな問題がありますので、よろしくお願いします。 他に何かございますか。 新年度４月から、学校現場で活動している状況ですが、大阪から端を発した体罰、それから最近自殺がまた出ました。いじめの状態を流山としてはどうなのかということと、体罰等の問題、東京都の公立学校で１００件以上の報告があって、鼓膜が破れたとか、骨折をしたとか、そういう問題がクローズアップされている状況がありますので、あってはならないということで、状況を把握

させていただければと思います。
　次回の教育委員会議について、事務局からお願いします。

教育総務課長　　次回の教育委員会議は、5 月 28 日（火曜日）南流山中学校において、午前９時 30 分から開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

奈良委員長　　次回の教育委員会議は、5 月 28 日（火曜日）南流山中学校において、午前 9 時 30 分から開催することといたします。
以上で、平成 25 年流山市教育委員会議第 4 回定例会を終了します。

（閉会　午後３時３０分）